

# 告示

## 埼玉県告示第千二百五十八号

さいたま市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十八号）第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定により、街区境界調査成果として認証したので、同法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和六年十一月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

さいたま市	調査を行った者の名称	令和五年度	調査を行った時期	街区境界調査 図七枚 街区境界調査 簿一冊	成果の名称	針ヶ谷第四地区 （針ヶ谷一丁目の一部）	調査を行った地区	令和六年十一月十八日	認証年月日
-------	------------	-------	----------	--------------------------------	-------	------------------------	----------	------------	-------